

議七十三 議七十四 議七十五 議七十六 議七十七 議七十八 議七十九 議八十 議八十一 議八十二

○議長(小林菊三君) 日程第十三議案第八十号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第八十号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)につきまして、その内容につき御説明申し上げます。

補正前の額九億八千九百万円に付しまして七千二百四十八万四千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ十億六千四百四十八万四千円にしようとするものであります。

それでは三ページの総括表により御説明申し上げます。

まず歳入につきまして御説明申し上げますと、保険税につきましては、課税限度額引き上げによります、調定増といたしまして、十セウ円より十九セウ円にアップしたことにより、該当する限度額超過世帯二百八十世帯、十セウ円より十九セウ円の間、該当世帯四十三世帯、金額にいたしまして五百六十六万八千円の追加

加三億三千二百一十九千円になるわけでございます。

次に国庫支出金といたしまして六十一万一千円の追加でございますが、これは調整交付金の増額でありまして、減額世帯一人当たりの加算額の改定に伴う、該当世帯の増加によるものであります。

次に繰越金であります。ここに決定を見ましたので六千六百二十万五千円を追加し、総額九千二百五十万五千円が前年度繰越金であります。

以上、歳入合計七千二百四十八万四千円を追加し、総額十億六千四百四十八万四千円にするものであります。

次に歳出を申し上げます。

総務費におきまして四十八万三千円の増であります。職員八人分の人件費の追加であります。

保険給付費につきましては、国の調整交付金を充當いたしますので、一般財源との振りがえを行うものであります。

予備費につきましては七千二百一十万円を追加し七千四百五十七万円といたします。療養給付費について現在六月分までの執行をしておりますが、当初見

込み額よりかなり大幅に伸びております。したがって、一応予備費にお
うすすべ、今後の医療費の動向を見定めて、保険給付費に充当しな
ければならぬものと考えております。

以上、歳出合計は七千二百四十八万四千円の追加で、合計十億六千四百八万
四千円であります。

なお、本案につきましては、去る八月二十八日開催の国保運営協議会におき
まして、全会一致で決定されましたことを申し添えます。

以上、雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜り、原案御
決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) 今際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第八十号については、厚生委員会に付

託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が
提出されましたが、本動議のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、厚生
委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十四議案第八十一号、昭和五十五年度福生市福生
部市計画事業福生土地区画整理事業会計修正予算(第一号)を議
題いたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第八十一号、昭和

議七十三 議七十四 議七十五 議七十六 議七十七 議七十八 議七十九 登訂正 議八十 議八十一

五十五年度福生市福生部市計画事業福生工地区画整理事業と計画
正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

今回は、前年度繰越金を財源といたしまして補正をしようとするものでござ
います。

今回の補正額は五百七十六万円でございます。歳入歳出それぞれ九千四百
五十二万円と定めようとするものでございます。

次に二ページの表によりまして御説明申し上げます。

まず歳入は今回の補正五百七十六万円、これが前年度の繰越金でございまし
て、当初予算におきまして、当面、三百万円を計上しておりましたのでトータルで
八百七十六万円と相なります。

次に歳出でございますが、総務費関係におきましては人件費の六月期にお
ける期末手当の関係の不足分の補正三十三万三千円。

それから事業費の福生駅東口地区事業費、五百万円、これは新邵市建
設公社への業務委託料でございます。なお、当初予算で三千三百万円を計
上しておりますので、現在の委託料の予算計上額は三千八百万円と相なります。

なお、予備費におきまして、四十五万七千円を調整のための計上をさせていただいてお
ります。

以上、おことに簡単でございますが、議案第八十一号の説明にかえらせていた
だきます。よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり御確定いただく
ようお願いいたします。

○議長(小林南三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) 以上で質疑を終ります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号については、建設委員会に付
託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が

議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 陳六 請三 請四 議七十九

提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ音あり）

○議長（小林南三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林南三君） 日程第十五議案第八十二号昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 浅見裕康君登壇）

○建設部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第八十二号「昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正の財源は前年度繰越金並びに市債に基づくものでございます。まず第一条におきまして、今回一億五千九百四十九千円を追加いたしまして、予算の規模を二十二億三千八百七十二万九千円に定めようとするものでございます。

第二条におきまして、地方債の補正をお願い申し上げております。

内容の御説明を申し上げたいと思っております。五ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入のうち繰越金でございますけれども、今回三千八百四十四万九千円の追加補正でございます。五十四年度の決算に基づきます前年度剰余金は一億二千六百四十九千円と相なりますが、御案内のとおり、前年度におきまして繰越明許の設定を行っておりまして、これに対します繰越財源が六千八百四十二千円に相なっております。その差し引き五千八百四十四万九千円が実質的収支となりまして、今回の補正と合わせまして繰越金が五千八百四十四万九千円に相なるわけでございます。

次に市債が一億二千六十九万円の追加でございます。これは公共下水道の事業に對します市債でございます。なお、事業費一億三千四百万円に對します九割分その市債ルートでございます。

次に六ページの歳入に入りまして、まず総務管理費、一般管理費でございますが、百五十二万二千円は期末勤勉手当の不足分の計上でございます。

次に事業費のうち下水道整備費、一目の管渠費でございますけれども、今回一億三千四百万円の補正でございます。財源内訳は、先ほど触れましたように、地方債、そのうちの一億二千六十万円に相なっております。まず委託料が四千六百万円、これは五十六年度に施工を予定しております分の先行工事でございます。これら起債額の増額が認められて、今回の補正をお願いして、先行で水道管移設工事を委託しようとするものでございます。次に工事請負費が六千百万円、これは公共下水道の管渠工事費でございますけれども、本件につきましては当初の予算におきます前年度からの伸び率一〇%と見込んでおりまして、御案内のとおり現在の経済状況でございます。実質的には一五・五%程度の値上りには至っております。現実的に若干ここで設計額においてもそれらを見ざるを得ないというふうな結果がございまして、その不足額六千百万円の計上でございます。次に補償補てん及び賠償金の二千七百万円、これは地下埋設物等の移設補償費でございます。実質的にはガス管の移設等でございます。これは四件。締めて二千七百万円でございます。これは仮設工事、を下水道で上がつたことによりまして本工事に施工がえをしようというためのものでございます。

のでございます。

次に予備費が二千三百九十九万七千円でございます。これは歳入歳出の調教正のためのものでございます。実質的に若干金額が多いわけでございますけれども、今後許すならば工事費にも充当していただきたいという考えでございます。当面は人件費の先見込み、あるいは流域下水道関連の経費、そういったものに、応今後充てられるという見通しでございます。

次に三ページの地方債につきまして御説明申し上げます。

今回の起債の増に伴いまして、限度額を十億七千八百十万円から十一億九千八百七十万円に増額しようとするものでございます。その他、起債の方法、利率、償還の方法等は全く変更がございません。なお、流域下水道事業債二千七百九十万円を合わせて、地方債の総額が十二億二千六百六十万円と相なります。

以上、ここに概駁でございますけれども、議事第八十二号の説明にかえり、せていただきます。よろしくご御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願いいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十六議案第八十三号 昭和五十五年度福生市

受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(水道事務所長 田村忠雄君登壇)

○水道事務所長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第八十三

号 昭和五十五年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)につき、
まず御説明を申し上げます。

今回補正をいたします額は三千六百万円でございまして、歳入歳出の総額を
それぞれ四億八千九百四十九万九千円と定めようとするものでございます。

二ページで御説明を申し上げますが、今回の補正は、いずれも下水道工事に関
連いたします。水道管の水道導水管及び配水管の移設工事でございます。

歳入につきましては三千六百万円、これは全部都からの受託金でござい
ます。歳出でございますが、これは第二水源からの導水管の移設工事でございます。

し、二百二十メートルの工事費、九百万円と設計委託料二十万円でござい
ます。それから、それに同所ほか二カ所の配水管の移設工事で、延長八百三十

議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 議八十八 議八十九 議九十 議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議一百

メートルでございまして、二千六百万円の工事費と設計委託料七十三万円がございまして、歳入歳出とも三千六百万円を補正をいたしまして、総額を四億八千九百四十万九千円とするものでございまして、

はなはだ雑駁でございしますが、慎重御審議をいたしまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議

が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十七議案第八十四号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第八十四号市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

まず別紙に添付しております資料をざらんをいただきますと思います。

まず市道第二九八号線からその内容につきまして御説明申し上げます。

この路線は能川地区にございまして、東京都住宅供給公社福生住宅の北側に位置をしております。起点を市道二六三号線に接します能川七七一番

議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 議八十八 議八十九 議九十 議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議一百

地先に、終点を市道二七五号線に接した同所セー二番地先といたしました
幅員四メートル、延長七十四メートルの道路でございます。この地域の市道は
二六三号線でございますけれども、これは少々の降雨によりましても溢水がひどく、
排水の処理に困っておた所でございす。本路線によりまして、これが解消す
ることに相なります。なお、道路用地につきましては熊川三番地石川利男氏
の寄付と、一部を買収によりて取得したものでございす。

次が市道二九九号線でございますが、これは中央図書館の北側に位置してお
りまして、以前、この中央図書館敷地内にございました市道二五、二六号線、これ
のつけがえ道路でございます。中央図書館通リと申します。幹二―二号線
これに接する所から国鉄の職員住宅等があるわけでございすけれども、そこを
経まして郡道の五日市街道に接します。間を現在予定しているわけでござい
すけれども、この資料に記載のとおりまだ約半分程度でございます。これ
は今後の計画ということで国鉄と交渉等が残っておりまして、そういう形に相
なっております。今回の道路用地につきましては大部分が田村半十郎氏からの
寄付されたものでございまして、ごく一部分を大谷源吉氏から寄付を受けて

おります。

次に市道三〇〇号、三〇二号、三〇三号につまして御説明申し上げます。

この三路線はいずれも東京郡住宅供給公社福生住宅内の道路でございま
して、同に社から寄付をされたものでございす。

それと、この路線の内容でございますが、市道三〇〇号線は、起点を市
道二七五号線に接した熊川九五―二番地先に、終点を市道二四二号
線に接します。同所九五―一六番地先といたしました幅員六メートル、延長が
八十七メートルの道路でございす。

次に市道三〇二号線でございますが、起点を市道三〇〇号線に接した熊川
九五―一五番地先に、終点を市道二四二号線に接します。同所一五二―三番地
先といたしました幅員四メートルから六メートル、延長にして六十二メートルの道路で
ございす。

それから最後に市道三〇三号線でございますが、市道二四二号線に接します
熊川一三九―二番地先を起点といたしまして、終点を同所九五―三四番地、
市道二四二号線に接した幅員の六メートル、延長百三十九メートルの規模の

道路でございます。

以上五路線につきましては、市道として良好な管理を行ひまして、一般の交通の用に供すべく道路法第八条の規定に基づきまして、認定をしようとするものでございます。

以上大変雑駁な御説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○四番（高水惣八君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第八十四号については、建設委員八人に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

たゞいま高水惣八君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よつて議案第八十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十八議案第八十五号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 浅見裕康君登壇）

○建設部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第八十五号市道路線の廃止につきまして御説明申し上げます。

やはり同じように資料をごらんいただきたいと思います。

まず市道一〇二号線につきまして御説明申し上げます。

この路線は市民会館のわきを走ります。ハ高線の東側にございまして、幅員一・ハメートル、延長七十三メートルでございまして、市道一〇六号線の築造によりまして、実質的に不要となったものでございします。

次に市道一〇八号線並びに一〇八五号線でございしますが、この二路線とも第二市営住宅付近に位置しておりまして、市道一〇八四号線は幅員四メートル、延長百八十三・四メートル。同じく一〇八五号線は幅員二メートル、延長二十五メートルの道路に相なっております。この二路線とも御案内のとおり第二市営住宅の建てかえが現在行われておりまして、これに基づきまして不要となりしたものでございします。

以上三路線とも一般の交通の用に供する必要がなくなりしましたので、道路法第十條第一項の規定に基づきまして廃止をしようとするものでございします。大変難駁でございしたのが、慎重御審議の上、原案どおり御確定くだるようお願ひ申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十九議案第八十六号福生南部第二処理分区S—五十五号九工事請負契約を議題といたします。